

発熱患者の電話相談体制整備事業の  
補助金を受けた医療機関の皆様へ

厚生労働省健康局結核感染症課

## 令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の 電話相談体制整備事業の実績報告書のご案内

この事業は、受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日休日や夜間の電話相談業務を行う医療機関に対して、体制整備に必要な費用（消耗品、備品購入、賃金、賃借料、保険料、光熱水費など）を100万円の範囲内で補助を行ってきたところであり、該当する医療機関等におかれましては、以下により実績報告書を提出いただきますようお願いいたします。

### 〔実績報告書の提出期限：令和3年4月10日〕

#### 1. 対象となる医療機関

令和2年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の電話相談体制整備事業の交付を受けた医療機関

#### 2. 補助対象経費

受診・相談センターからの依頼を受けた日から令和3年3月31日までにかかる電話相談業務に必要な次に掲げる経費

賃金、報酬、謝金、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費）、  
役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

#### 3. 実績報告書の提出

事業が終了した日から1か月以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに、以下に郵送することにより、事業実績報告書を提出してください。

郵送先：〒119-0397 銀座郵便局留

厚生労働省 発熱外来診療体制確保支援事業担当 あて

提出書類

- ① 実績報告書（第4号様式）

- ② 実績報告書の別紙
- ③ 当該事業に係る収入支出決算書の抄本

提出書類①～③は以下の厚生労働省ホームページに掲載されていますので、ダウンロードして記載してください。

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00013.html)

※ 実績報告書を提出いただき、交付決定額よりも実費が下回る場合は、その差額について返納いただくことになります。

#### 4. 留意事項

(1) 本補助金により30万円以上（地方公共団体は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部を返納いただくことになります。

耐用年数前に廃棄等を行う場合には、厚生労働省健康局結核感染症課（電話：03-3595-2257）までご連絡ください。

(2) 令和2年度の消費税及び地方消費税の確定申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、令和4年6月30日までに第2号様式を厚生労働省へ提出してください。なお、補助金に係る仕入控除税額がある場合には、当該仕入控除税額を返納いただくことになります。

※ 提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局結核感染症課あて

(3) 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることはできません。

(4) 本補助金の交付を受ける医療機関は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に必要な情報の入力を行っていただく必要があります。

厚生労働省健康局結核感染症課

（問合せ先）

厚生労働省医療提供体制支援補助金

コールセンター

電話：0120-336-933